

1. 借入れのルールについて

貸金業法では、利用者の皆さんが消費者金融などの『貸金業者』からお金を借り入れる際のルールを定めています。(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等の金融機関からの借入れや、クレジットカードでの買い物(ショッピング)は貸金業法の対象となりませんが、クレジットカードで現金を借りる場合(キャッシング)は対象となります。)
ポイントは、次のとおりです。

□ 借入総額が『年収の3分の1』を超える場合、新たな借入れはできません。

- ◆ 但し、住宅ローン、自動車ローン等、総量規制の対象にならない借入れがあります。
- ◆ 借入総額把握のため、貸付けの契約に関する信用情報(貸し付けた金額等)は指定信用情報機関に提供されます。

□ 『年収を証明する書類』の提出が必要となる場合があります。

- ◆ 1社から50万円を超える新たな借入れや、他の貸金業者から借りている金額もあわせて合計100万円を超える新たな借入れを行う場合等です。『年収を証明する書類』とは、源泉徴収票、確定申告書、給与明細等です。

□ 専業主婦(主夫)の方の借入れには、『配偶者の同意書』等が必要です。

- ◆ 同意書等とは、配偶者の同意書のほか、配偶者との婚姻関係を示す書類、配偶者の年収を証明する書類等です。
- ◆ 専業主婦(主夫)と配偶者の借入総額が、2人の年収の3分の1を超える場合は、新たな借入れができません。
- ◆ 業者によっては、専業主婦(主夫)への貸付けを行っていない場合があります。

□ 上限金利は、借入額に応じて『15%~20%』となります。

- ◆ 借入額10万円未満：年20%、10万円以上100万円未満：年18%、100万円以上：年15% (利息制限法第1条)
- ◆ 手数料等の名義で業者が受ける元本以外の金銭も金利に含まれます。(但し、金銭の貸付け等のために交付されたカードの再発行手数料等、含まれないものもあります。)

◀利息の計算方法▶
借入額 × 年利 ÷ 365 × 借入日数 = 利息
例) 10万円を年利 18% で借り入れた場合の1か月間(30日)の利息
10万円 × 0.18 ÷ 365 × 30日 = 1,479円

2. お金を借りる際に気を付けること

返済能力を超えた安易な借入れは、支払に行き詰まり、本人のみならず家族の生活を破滅させることにも繋がります。また、安易に返済のための借金をしてはいけません。それは、借金が雪だるま式に増える多重債務状態に陥り、夜逃げや自殺など深刻な状況に追い込まれることにもなります。

□ 借りる前の自己チェック ~ もう一度、よく考えましょう ~

1. 本当に必要なお金ですか?
2. 今すぐ必要なお金ですか?
3. 金利はどのくらいかかりますか?
4. 自分の収入できちんと返済していただけますか?
5. 借金返済のための借金ではないですか?

□ 借りる時の注意点

1. 契約内容等で納得できない点があれば、必ず業者に説明を求めましょう。
2. 契約書の内容をよく確認してから署名・押印しましょう。
3. 契約締結時には契約書、返済時には領収書を必ず受け取り、保管しましょう。
4. 保証人になることは、自分が借り入れたことと同じだと心得ましょう。借主が返済するに違いないという思い込みは危険です。安易に署名・押印してはいけません。

3. 違法な金融業者にご注意を!!

無登録の営業や出資法違反の高金利による貸付けは犯罪です。違法な高金利の利息請求や、悪質な取り立て等による被害に遭わないためにも、違法な金融業者からは絶対に借りないでください。

□ 利用しようとする業者が『登録業者』かどうか確認し、確認ができない業者からは絶対に借りないようにしましょう。

1. 貸金業を営む者は、国(財務局長)又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。登録を受けた業者には、貸金業登録番号が付与されます。

- ◆ 2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置する場合 ⇒ 国(財務局長)登録
- ◆ 1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置する場合 ⇒ 都道府県知事登録
- ◆ 登録番号の例：福岡県知事(△)第〇〇〇〇〇号 ※ ()は登録回数です。(更新は3年ごと)
- 財務局長(△)第〇〇〇〇〇号

2. 架空の登録番号を使うなど、登録業者を装う無登録業者にご注意ください。

- ◆ 広告に架空の登録番号を掲載し登録業者を装う無登録業者がみられることから注意が必要です。また、実在する登録業者の登録番号、商号、住所等を勝手に使用し利用者を信用させ、電話番号のみ無登録業者の番号を使用して借入れを誘引する手口もみられるため、十分な注意が必要です。疑わしい場合には、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局又は都道府県に問い合わせ、登録の有無を確認してください。

3. 福岡県知事登録貸金業者は、福岡県ホームページで確認できます。

- ◆ 金融庁ホームページでも、国(財務局長)登録貸金業者及び都道府県知事登録貸金業者が確認できます。

◀福岡県ホームページ▶ (福岡県知事登録貸金業者一覧) <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/itiran.html>
◀金融庁ホームページ▶ (登録貸金業者情報検索入力ページ) <http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

□ 出資法違反の高金利でないか確認しましょう。

- ◆ 出資法第5条第2項に定められている上限金利は年20%です。これを超える金利による貸付けは、出資法違反となり罰則の対象となります。金利や利息を確認し、違法な利息を請求されていないか確認しましょう。

□ 悪質な手口にご注意ください。

- ◆ 悪質な業者による高金利や厳しい取り立て等の被害に遭わないためには、その手口を知り、似たような手口に会った場合は十分注意し、悪質な業者に接触したり、利用しないことが大切です。

◀悪質な業者の例▶

- ◇ 登録詐称業者 広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う。
- ◇ 090金融 勧誘チラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないうまま、違法な高金利で小口の融資を行う。
- ◇ 押し貸し 勝手に口座に金銭を振り込み、違法な高金利の利息等を請求する。
- ◇ 買取屋 融資の条件としてクレジットカードで商品を買わせ、それらを安い金額で買い取る。申込者には、業者への借金のほかにクレジット会社への債務が残る。
- ◇ 架空請求 クレジット会社等から債権を譲り受けたと偽って債務の返済を求めたり、使ってもいないインターネットサイトの使用料を請求して指定する口座に金銭を振り込ませる。
- ◇ その他 融資する前に、まずは信用を見せて欲しいなどと言い、保証金などの名目で金銭を振り込ませるが、融資がなされない。債務を整理しますなどと言って勧誘し、依頼されると手付金名目で金銭を要求し、整理しないまま騙し取ったり、断るとキャンセル料を請求する。

- ◆ 電話やFAX等による借入れは手軽で簡単な反面、違法な金融業者の可能性がります。特に、遠隔地からの電話やダイレクトメールによる勧誘には、十分に気を付けてください。

- ◆ 住所、氏名、銀行の口座番号等の個人情報を簡単に教えてはいけません。融資を断ったとしても、法外な手数料を取り立てられたり、勝手に口座に金銭を振り込まれ違法な高金利の利息を請求されることがありますのでご注意ください。